

平成22年4月30日

郵政改革関連法案の閣議決定について

社団法人 全国信用組合中央協会
会長 中津川 正裕

本日、郵政改革関連法案が閣議決定されました。

私ども信用組合業界では、郵政改革について、実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は「民業の補完」に徹するべきとの主張をしてまいりました。

しかしながら、公表されている郵政改革関連法律要綱案等では、「少額貯蓄手段の提供」や「民業補完」の法的位置付けが明確にされておらず、また、新たな業務への進出については、現行の「認可」ではなく「届出」に緩和されております。

ゆうちょ銀行は、引き続き、政府の関与が強く残る正に「官業」そのものであると考えており、そのゆうちょ銀行が、預入限度額の引上げにより再び肥大化し、さらには、貸出等の新規業務へ進出することになれば、中小企業金融や信用組合経営を圧迫し、ひいては、中小零細事業者等への円滑な資金供給を大きく阻害するおそれがあり、極めて遺憾と言わざるを得ません。

今後の法案審議に際しては、私ども信用組合が地域金融、中小零細事業者等に対する金融の最後の拠り所としての役割を担っていることについてご理解をいただくとともに、地域や中小企業金融に無用の混乱を招くことのないよう、慎重かつ十分な審議が進められることを強く要望いたします。

以上